

## 带状疱疹ワクチンについて

～予防接種に欠かせない情報です、必ずお読みください～

### 1 病気の説明

带状疱疹は、過去に水痘にかかった時に体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。带状疱疹は、70歳代で発症する方が最も多くなっています。

### 2 対象者について

接種対象者は、次の(1)から(4)に該当する方です。

- (1) 当該年度に65歳を迎える方
- (2) 60歳から65歳未満の方でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方
- (3) 当該年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方【令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置】
- (4) 100歳以上の方【令和7年度のみ】

### 3 接種について

带状疱疹ワクチンには、生ワクチン（乾燥弱毒生水痘ワクチン）、不活化ワクチン（乾燥組換え带状疱疹ワクチン）の2種類があります。

接種回数や接種方法、接種スケジュール、接種条件、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なりますが、いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

接種費用については、次の通りです。

- (1) 生ワクチン（乾燥弱毒生水痘ワクチン） **自己負担額 1回 4,500円**
- (2) 不活化ワクチン（乾燥組換え带状疱疹ワクチン） **自己負担額 1回 11,000円（2回接種）**

### 带状疱疹ワクチンの効果

		生ワクチン	不活化ワクチン
带状疱疹に対するワクチンの効果（報告）	接種後1年時点	6割程度の予防効果	9割以上の予防効果
	接種後5年時点	4割程度の予防効果	9割程度の予防効果
	接種後10年時点		7割程度の予防効果

※合併症の一つである、带状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で生ワクチンは6割程度、不活化ワクチンは9割以上と報告されています。

### 带状疱疹ワクチンの詳細

	生ワクチン	不活化ワクチン
接種回数（接種方法）	1回（皮下に接種）	2回（筋肉内に接種）
接種間隔	—	通常、2か月以上の間隔を置いて2回接種 ※病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。
接種できない方	病気や治療によって、免疫が低下している方は接種出来ません。	免疫の状態に関わらず接種可能です。
接種に注意が必要な方	輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上置いて接種してください。	筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は注意が必要です。

その他に、接種前に発熱を呈している方、重篤な急性疾患に罹っている方、それぞれの予防接種の接

種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかの方等はいずれのワクチンをも接種出来ません。

また、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方、けいれんを起こしたことがある方、免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方、帯状疱疹ワクチン（生ワクチン、不活化ワクチン）の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方等はいずれのワクチンについても接種に注意が必要です。

#### 4 ワクチンの副反応について

（\*ワクチンを接種した部位の症状 各社の添付文書より厚労省にて作成）

主な副反応の発現割合	生ワクチン	不活化ワクチン
70%以上	—	疼痛*
30%以上	発赤*	発赤* 筋肉痛、疲労
10%以上	そう痒感*、熱感*、腫脹*、疼痛*、硬結*	頭痛、腫脹* 悪寒、発熱、胃腸症状
1%以上	発疹、倦怠感	そう痒感*、倦怠感、その他の疼痛

ワクチンを接種後に上記のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、不活化ワクチンについては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

#### 5 他のワクチンとの接種間隔

いずれの帯状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。

ただし、生ワクチンについては、他の生ワクチンと27日以上の間隔を置いて接種してください。

#### 6 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- 接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- 当日は激しい運動は避けて下さい。
- 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は速やかに医師の診察を受けましょう。

#### 7 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関で治療が必要になった場合、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- 健康被害の程度に応じて、医療費及び医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が予防接種によるものと認定された期間の範囲内について支給されます。
- 健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
- 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、福生市保健センターへご相談ください。